

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案概要

令和 2 年 11 月
財 務 省
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
環 境 省

1. 改正の背景

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

これを踏まえ、今般、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）に基づく届出等の行政手続に係る様式において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印を廃止するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和 46 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 3 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行う。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の概要

- （1）規則において定める様式第一から第三の四まで、様式第六及び様式第八について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う。
- （2）改正規則の施行後においても、当分の間は旧様式を使用できるよう、経過措置を設ける。

3. 公布日等（予定）

公 布 日：令和 2 年 12 月下旬

施行期日：公布の日